

平成19年2月1日

日液協ニュース NO. 1810-1

(平成19年1月号)

年が明け早や1ヶ月が過ぎました。

今年は暖冬のようにガスの出荷も悪く、業界にとっては厳しいスタートとなりました。

今年度2回目の連絡会のスケジュールが決定致しました。来年度に向けて法令遵守・保安の確実な実施にて行政指導・処分が起こらないよう指導内容を十分ご理解いただきたく、3項目の演題について液化石油ガス保安課の方々に講師をして頂くことになりました。

平成19年度スタートに向けて是非多くの方の出席を頂き、協議会会員が一致協力して違反のない一年にしていきたいと考えております。

I. 日液協の活動報告

1. 委員会の活動

(1) 第2回供給開始時等マニュアル作成WGの開催(1/23)
供給開始時等マニュアルの内容を検討しました。

(2) 第3回保安業務におけるQ&A作成WGの開催(1/23)
保安業務についてのQに対する回答の検討を行いました。

(3) 第4回保安委員会の開催(1/23)

①平成18年度第2回連絡会の検討

講習テーマ等を検討して下記のように決定致しました。

・日時 平成19年3月29日(木) 13:30~17:00

・場所 芝弥生会館 2Fあかつきの間

・内容 「製品安全対策31項目に係る省令改正」

「最近の立入検査における指摘事項」

「平成19年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」

・連絡会終了後会員希望者との懇親会

②保安委員会WG進捗状況の報告

現在作業を進めている「供給開始時等マニュアル作成WG」と「保安業務におけるQ&A作成WG」の状況を報告頂いた。

③LPガス安全委員会のLPガス消費者保安功績者表彰について

LPガス消費者保安功績者表彰の評価項目を再検討しているため、日液協会員

にモニター調査することを説明した。

④その他

- ・給湯器の弁越し現象についてのお知らせ
- ・「保安機関の保安業務要領（改訂版）」の増刷について
- ・「液化石油ガスの質量販売について」の増刷について

⑤経済産業省講話

- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令について
- ・液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令について
- ・特定ガス消費機器の設置の工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する省令について
- ・強制排気式の燃焼器を定める告示（案）の概要
- ・強制排気式の燃焼器に係る具体的な調査方法等について（通達案）
- ・特定ガス消費機器の設置の工事の監督に関する法律施行規則に基づき安全装置を定める告示（案）

以上の内容について液化石油ガス保安課片山係長より講話があった。

2. 経済産業省原子力安全・保安院調査事業への委員派遣

(1) 第3回リスクマネジメント分析調査委員会の開催

(1/25 於：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)会議室)

マニュアル骨子（案）と報告書構成（案）についての検討を行いました。

3. 今後の日液協の活動計画

(1) 第4回リスクマネジメント分析調査ワーキング

(経済産業省原子力安全・保安院調査事業への委員派遣)

①日 時：平成19年2月13日（火）13：00～15：00

②場 所：(社)全国エルピーガス卸売協会 会議室

③議 題：マニュアル案・報告書作成案について

(2) 第3回供給開始時等マニュアル作成WG

①日 時：平成19年2月27日（火）10：30～17：00

②場 所：(社)全国エルピーガス卸売協会 会議室

③議 題：Q&A作成について

(3) 第4回保安業務におけるQ&A作成WG

①日 時：平成19年3月6日（火）10：30～17：00

②場 所：(社)全国エルピーガス卸売協会 会議室

③議 題：Q&A作成について